

【質問内容及び回答】

番号	質問内容	回答
1	【仕様書 5 (1)】 搭乗される方の氏名、年齢、性別は搭乗日から遡り3週間前までに共有いただけますか？ ※昨年度末頃より、航空会社に対して事前に団体搭乗の氏名等を報告しなければなら ない制度になったため。また氏名報告後の変更は不可になります。	搭乗される方の人数、氏名、年齢、性別は搭乗日から遡り 3 週間前までにお知らせいたします。 仮に、その後、不参加者が発生する場合は、キャンセル料相当額を委託料の対象といたします。
2	【仕様書 5 (3)】 三行目の「参加者へ案内するホテル・・・」の文章が読み解きできないのですが、何を指していますでしょうか。 ホテル提案は2施設までということでしょうか。または、連泊は不可ということでしょうか。ご教示をお願いします。	「参加者へ案内するホテルは、2 か所程度(ホテル間の距離はバス 5 分程度)とする。」については、宿泊料を自己負担とする参加者がホテルのグレードや宿泊料金の違い等、宿泊先を選択できるように、2 施設程度のホテルをご案内していただくことを趣旨としています。
3	【仕様書 5 (4)】 食事について、アルコール代を含めない認識ですがよろしいでしょうか。	・昼食については、アルコール代は含みません。 ・夕食代については、参加者の自己負担であり、夕食にはアルコール代を含め、受託者が各参加者へ直接請求し、各参加者から受託者へ直接支払うこととしています。 なお、仕様書の夕食代 6 千円程度は目安であり、受託者決定後、食事会場及びアルコール代（飲み放題等）を含めた夕食代について受託者と協議いたします。
4	【仕様書 5 (5)】 国内旅行傷害保険では「病気」は対象外になりますので、仕様書の修正は可能でしょうか。	下記のとおり、仕様書を訂正します。 ・日本国内旅行中に<u>怪我等（食中毒含む）</u>をした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院等を対象とした経費
5	【仕様書 7 (5)】 旅行傷害保険の保険料について前払いは可能でしょうか。または、仕様書の修正（保険料のみ前払い）は可能でしょうか。 ※保険業法 300 条にて保険募集人が契約者に代わって保険料を支払う「保険料の立替払い」が禁止されているため。	県ホームページの公告に添付している「契約書（案） 第16条第3 項」において、「本委託業務の遂行に必要な額の前金払ができるものとする。」と明記しており、<u>保険料相当額の前金払いは可能です。</u> なお、仕様書にもその旨を追記します。